

第 4 回 柏市 農業委員会 総会議事録

1 令和 3 年 1 1 月 1 0 日 (水) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が 招集した。

2 場所 市役所 分室 1 第 1 会議室 午後 3 時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
3 番	遠 藤 秀 生	4 番	大 宮 茂 男
5 番	成 嶋 君 美	6 番	飯 野 文 夫
8 番	石 井 マサ子	9 番	岡 田 英 夫
1 0 番	寺 島 和 彦	1 1 番	村 越 等
1 2 番	橋 本 英 介	1 3 番	谷 田 貝 和 代
1 4 番	平 川 徹	1 5 番	染 谷 茂
1 6 番	山 崎 明 久		

1 6 名 中 1 5 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友 野 博 之	1 8 番	小 川 克 己
1 9 番	栗 原 豊	2 0 番	染 谷 織 恵
2 1 番	大 塚 信 幸	2 2 番	豊 田 佐 智 子
2 3 番	木 村 寿	2 4 番	関 根 勝 敏
2 5 番	濱 嶋 静	2 6 番	富 澤 英 三
2 7 番	林 敏 夫		

1 5 名 中 1 1 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

7 番	坂 卷 洋 行	2 8 番	飯 田 利 明
2 9 番	石 井 一 美	3 0 番	砂 川 晴 彦
3 1 番	坂 卷 儀 治		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 寺 嶋 浩
次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）
- 議案第 6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出の確認書の交付について
- (4) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後3時00分開議)

議長 ただいまより第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中1

1名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

岡田英夫委員，寺島和彦委員，よろしくお願ひいたします。

次に、日程2、一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願ひます。

今月の担当は、第4調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、谷田貝副委員長よろしくお願ひいたします。

谷田貝副委員長 農地第4調査会は、去る11月4日、5日、令和3年度第8回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条5件，第5条4件，非農地証明1件，主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和3年7月に開催された第36回総会の議案第1号から3号の7件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、日程3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と近く耕作しやすいため、また、●●在住の譲渡人は、経営面積を縮小させたいため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、布施の畑●筆●，●●●㎡で，●●●●●●，●●●，●●●などを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

成嶋委員。

成嶋委員 成嶋です。

●●●●●さんは、ほかにも畑をお持ちのようですが、どのくらいお持ちなのでしょう。

事務局 それでは事務局からお答えいたします。

こちらにつきましては、世帯全体での所有面積となりますが、田が●万●，●●●㎡，畑が●万●，●●●㎡で合計●万●，●●●㎡となっております。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を谷田貝副委員長，お願いいたします。

谷田貝副委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が、後継者として農業経営を引き継ぐため、また●●●在住の譲渡人は、高齢により農業経営を後継者に引き継ぎたいため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、花野井の畑●筆●●●㎡で、●●●●●●及び●●などを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、●在住の譲受人が、自己所有農地に隣接し耕作しやすいため、また、●●●●●●●●在住の譲渡人は、共同で耕作している家族が●●●●●等により譲渡人だけでは耕作が困難となったため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、泉の畑●筆●、●●● m²で、●●●●●●●及び●●などを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が、新たに農地を借りて新規就農するため、一方、譲渡人●名は、譲受人の要望に応えるため、賃借権の設定による許可申請で、賃借期間は●年間です。

申請地は、布施の畑●筆●，●●●㎡で、●●●●●及び●●●●●などを栽培する計画です。

譲受人は、平成●●年から平成●●年まで●●の下で農作業に従事し、その後、高等技術専門学校で造園全般について学ぶなど、新規就農の準備を進めているところです。

なお、農業経営の実施計画では、●●●●●，●●●●●，●●●●●などを家族●人で栽培するものです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

ここで事務局に補足説明を求めます。

事務局。

(事務局が補足説明)

議長 ご苦労さまでした。

4番について何か質問はございませんか。

成嶋委員。

成嶋委員 成嶋です。

この土地は、接道していないと思われませんが、耕作地への出入りはどこからするのでしょうか。

谷田貝副委員長 譲渡人の●●さんが隣接する畑をお持ちなので、そこから出入りしていいとの了承を得ているそうです。

成嶋委員 わかりました。

それから、●●●●●と●●●●●をやる予定なんですか。
土地条件や時期的にどうかと思いますが。

谷田貝副委員長 露地栽培なので、時期によって作れる野菜を作るそうです。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。
酒巻委員。

酒巻委員 酒巻です。

借入期間が●年間ということですが、それ以降はどうなるんでしょうか。

事務局 それでは事務局からお答えします。

3条の場合には、借入期間が決められていても、双方の解約の申出がない限りは自動的に更新されます。

一方、利用集積の場合には、利用権の設定期間が満了する時点で再契約ということになりますが、今回の場合、借入期間は●年ですが、基本的には継続していくものと考えております。

以上です。

酒巻委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。
村越委員。

村越委員 畑が●●●の方にもあるようですが、通作できるのでしょうか。

谷田貝副委員長 ●●の方も自宅から●●分ぐらいで、そんなに遠くないので大丈夫だそうです。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、4番を承認いたします。次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人●人が、自己所有地と一体で耕作するため、代物弁済による所有権移転を伴う許可申請です。

なお、代物弁済とは債務の履行として、金銭などに代えて不動産などほかのものにより弁済をしたことにする契約です。

申請地は、篠籠田の畑●筆●㎡で、●●●●●及び●●●●●などを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問がございませんか。

村越委員。

村越委員 村越です。

自己所有の隣接地と一体で耕作するとありますが、自己所有地というのはいずれですか。

事務局 それでは事務局からお答えします。

調査会資料の12ページ右側の公図をご覧ください。

太い線で囲ってある部分が今回の申請地で、その隣の土地が譲受人の所有地です。

以上です。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、5番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う専用住宅用地を目的とした転用許可申請です。

申請地は、増尾の畑●筆●. ●●m²です。おおむね10ha以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置する住宅であることから、許可の例外と認めるものです。

譲受人は、配偶者、息子夫婦及び孫と計画地の宅地部分で暮らしていましたが、家族の増加に伴い手狭となったため、平成●●年に申請農地と合わせ新たに二世帯住宅として専用住宅を建築したものです。本来転用手続きを事前に行うべきであり、顛末書を添えた追認的申請となります。

隣接する宅地部分の現況は、木造2階建て、建築面積●●●. ●●m²、延床面積●●●. ●●m²で●台分の駐車スペースがあり、農地部分である申請地にはウッドデッキが造られています。

宅地部分も含めた被害防除対策については、雨水は自然浸透の上、オーバーフロー分は既存U字溝に放流、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理の上、既存U字溝に放流します。周囲は、境界ブロック、コンクリートブロック2段及びネットフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う進入路用地への転用許可申請です。

申請地は、松ヶ崎の田●筆●●m²と畑●筆●●m²の合計●●m²です。

2種類以上の水管等が埋設された道路の沿道で、500m以内に公共施設が2つ以上ある農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、耕作地に車両で進入する通路がないため、接道部分から自己所有農地の中間に位置する申請地へ新たに進入路を整備する計画に至ったものです。

なお、本来農地法では農業用通路として農地を使用する場合、転用許可は不要となりますが、今回申請は所有権移転を伴うため、所有農地面積が農家要件を満たしていない譲受人が農地として申請地を所有することができないことから、農地転用により所有権を移転させるものです。

計画では、敷地内は碎石敷きとするもので、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は仕切り板及び既存境界ブロックで囲い土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務

指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、大井の畑●筆●，●●●m²です。

市街化区域に隣接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内で建設業を営む法人で、事業拡大に伴い既存施設が手狭となったため、既存施設からも近く業務上利便性の高い申請地へ新たに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砕石敷きの上、通路部分には鉄板を敷設した上、出入口には鋼製伸縮ゲートを設け、建設用足場材の保管を予定しています。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は鉄板仮囲い塀で囲い土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

村越委員。

村越委員 村越です。

かなり大きな資材置場のようですが、入口付近の道路というのは、広いんですか。

谷田貝副委員長 あまり広くはないですが、迂回できる道路があるので、あまりすれ違うことなく通行できるそうです。

橋本委員 置場には4t車まで入るそうですが、道路のすれ違いは、何とかできると思います。隣接地には業者さんが数社あるらしく、そのあたりは業者さん同士で迂回するなどしてうまくやっているそうです。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

成嶋委員。

成嶋委員 既存の施設というのはどのぐらいの広さでしょうか。

橋本委員 今回の申請地と同じぐらいです。

成嶋委員 そこは今までどおり使うということですね。

橋本委員 はい。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、泉の畑●筆●，●●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内で製造業を営む法人で、事業拡大に伴い、業務用車両及び従業員用駐車スペースが手狭となったため、新たに隣接する申請地へ駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砕石敷きの上、再生密粒度アスファルト舗装とし、接道部分に入り口及び出口を設けます。

収容する車両として、事業用大型トラック●台及び従業員乗用車●●台の合計●●台を予定しています。

被害防除対策については、雨水は集水ますを設け既存側溝に放流、周囲は既存フェンスのほか、ブロック土留めとフェンス、L型擁壁を新たに設け土砂等の流出を防止し、工事中は誘導員を配置して安全に

配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は29ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記を行うための農地法規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆●●●㎡で、現況は宅地です。

申請者は、平成●●年●●月、相続により所有権を取得しましたが、昭和●●年頃から宅地として使用していたとのことです。平成●年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として使用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を谷田貝副委員長、お願いいたします。

谷田貝副委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は31ページからになります。

本件は、●●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、豊四季の畑●筆●，●●●㎡です。

申請理由は、平成●●年●月，農業経営に欠くことのできない申出者が●●により故障し，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ，第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」その1～その3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局がその1～その3を総括説明)

議長 議案第5号(その1)につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第5号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から2番は、●●●に在住の農業者が新利根の田●筆、弁天下の田●筆、合計面積●万●、●●●㎡に新規または継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第5号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

（●●委員が着席）

議長 次の審議に入ります。

議案第5号（その2）につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

（●●委員が退席）

議長 それでは、議案第5号（その2）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第3番は、●●●●●●に所在する農地所有適格法人が塚崎の田●筆、面積●、●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第5号(その3)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第4番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施に所在する農地所有適格法人で、布施の畑●筆、面積●, ●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第5番は、●●●に在住の農業者が大青田の畑●筆、合計面積●, ●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第6番は、●●●に在住の農業者が新利根の田●筆、面積●, ●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第7番は、●●●に在住の農業者が新利根の田●筆、合計面積●, ●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は

●●年です。

計画番号第8番は、●●に在住の農業者が柏の畑●筆、合計面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第9番は、●●に在住の農業者が塚崎の田●筆、面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第10番は、●●●に在住の農業者が若白毛の畑●筆、面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第11番は、●●●に在住の農業者が大井の畑●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第12番は、●●●に在住の農業者が千間橋の田●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

成嶋委員。

成嶋委員 11番の●●●●さんは、何を作るんですか。

農政課 ●●●●●●を栽培する予定です。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，承認いたします。

議案第 5 号（その 3）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第 5 号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 次の議案に入ります。

議案第 6 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

（事務局が総括説明）

議長 それでは，審議に入ります。

議案説明を遠藤農政部長に求めます。

遠藤農政部長。

遠藤農政部長 それでは，議案第 6 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」ご説明させていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日，農業委員会等に関する法律が改正され，農地等の利用の最適化の推進が委員会の必須事務として位置づけられたところであり，柏市においても平成 30 年 7 月以降，農地利用最適化推進委員と農業委員が一体となって農地利用の最適化を推進しております。

当該指針の基本的な考え方として，農業委員会等に関する法律第 7

条第1項の規定に基づき、農地利用の最適化を推進するため、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の3年間の任期の中、活動目標と方法を具体的に示すものとなります。

本日は、当会に先立って開催された第1回目の農政部会において作成、調整を行いました当該指針の平成30年11月に作成したものの改正案につきまして、その内容をご審議いただくものです。

以上です。

議長 続いて、事務局に概要説明を求めます。

事務局。

(事務局が概要説明)

議長 議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

成嶋委員。

成嶋委員 2ページの目標設定の考え方がありますが、委員1人で年間1,000㎡、農業委員全体で年間3ha、3年間で9ha、1人で年3反、農業委員が1反ずつ解消していくというのは無理ではないでしょうか。できる人に頼むとか。

事務局 それでは事務局からお答えします。

遊休農地に関する活動においては、委員さん自ら活動いただいても結構ですし、ほかの農業者の方に協力していただいても構いません。結果的に遊休農地を解消することが目的ですので、これに向けた活動をお願いしたいということです。

以上です。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 遊休農地を解消するというのは、畑を整備すればいいのか、それとも耕作しなければならないのか。

事務局 基本的には作物を作っていただくのが一番いいことですが、農地法に基づく農地の状態とは、いつでも耕作ができる状態になっていることが目標であると思います。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

小川委員。

小川委員 今の質問に関連してですが、遊休農地を解消するための活動に必要な情報提供はしていただけるのでしょうか。

事務局 それでは事務局からお答えします。

情報提供については、必要な情報が得られないと皆さん活動できないと思いますので、お示しできる範囲で皆さんに情報提供していきたいと思っております。

以上です。

小川委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

議長 12月の予定を申し上げます。6日月曜，7日火曜が調査会で，6日は午前9時から，7日は午後1時から，別館第5会議室でございます。担当は農地第1調査会です。

10日金曜が総会で，午後2時から沼南庁舎5階大会議室でございます。

これをもちまして，第4回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)